

鶴見中越浦旧庄屋安倍家

安倍弥五郎氏提供

一、惣庄屋吉野半太夫の借用証
【本文】
一札

一金五（印）両

但利足

此書入塩屋村内中芳嶋畠四畝

江戸後期に中越浦庄屋を勤めた安倍家は、網船を持つ網方であり、また十二反帆の本船「八幡丸」を所有して

大坂・瀬戸内方面への廻船業も営んでいたという。所蔵

文書類は現在、大分県立先哲史料館の記録史料「中越浦
安倍家文書」として収録されている。今回は手元に残さ
れていた文書数枚を拝見した。

右者無 據入用二付、書面之通、借用致候処、実正也。
然者返済之義者、両三年之内、拙者所持之田畠
賣拂候上、元利共無 滞、急度返済可申候。
よつて、為後日一札如件。

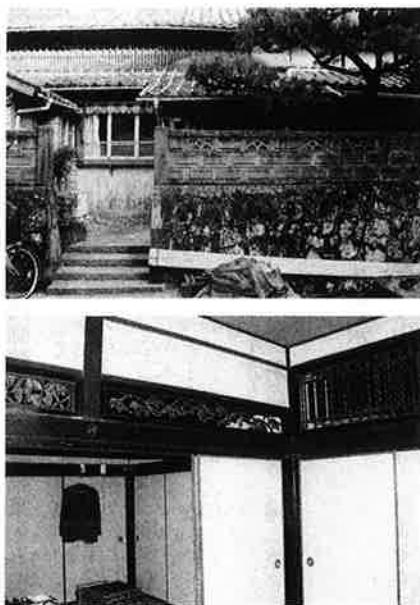
嘉永四年十二月

吉野半太夫（印）

中越浦庄屋／弥五郎殿

【解説】

右は嘉永四年（一八五二）十二月、城下の惣庄屋吉野半太夫が中越浦庄屋弥五郎宛てた借用書で、塩屋村中芳島の畠を担保に、二～三年のうちに田畠を売り払って返済することを約している。しかし借用証の残っているところを見ると全額の返済はできなかつたようだ。吉野屋敷の土蔵を差し押さえ移築して浜の納屋に使つていたという。その納屋も土砂崩れに遭つて建て替えられたが、古材と鬼瓦が保管されていた（次ページ写真）。



二、八幡丸売買仕切書

一
主
義
通佐
利賣
仕
切
之
覺本
事
業
業
相
交一
佐
伯
取
粕
百
拾
壹
俵貰
メ
千
七
百
三
拾
九
貫
八
百
目
／
拾
六
貫
目
割此
俵
百
八
俵
七
三
七
尺
／
三
圓
六
拾
八
錢
七
厘
五
毛
御
手
前代
金
四
百
圓
九
拾
六
錢
／
九
リ
五
毛
／
引
三
圓
式
拾
六
俵
直
引一
同
落
物
四
俵貰
メ
六
拾
式
貰
六
百
目
／
拾
六
貫
目
割此
俵
三
俵
九
壹
式
尺
／
三
圓
拾
壹
錢
御
手
前代
金
拾
式
圓
拾
六
錢
／
七
厘
八
毛差
引
金
四
百
拾
圓
拾
三
錢
／
七
厘
五
毛本
事
業
業
相
交吉
野
半
太
夫
印

右、吉野半太夫の借用書

上、鬼瓦

吉野半太夫の「半」の文
字が刻まれている。文

【解説】

明治八年（一八七五）八幡丸は佐伯取粕（ほしか）百

右之通賣捌代價ニ相渡／囊無もの相済申候 以上
明治八年／乙亥二月十日
八幡丸弥吉殿 萬古屋甚兵衛／問屋店（印）

十一俵余りを積んで備後鞆津の廻船問屋満古屋で売りさばき、差引の代価は四百十円余であつた。

②【本文】

買仕切

(印紙押判)

一塩二ツ切三百俵 ／ 壱俵ニ付拾九錢五厘かへ

代金 五拾七圓六拾錢

一白米三俵 三五入 ／ 麦壹石五升／六錢七厘かへ

代金 七圓七拾三錢五厘

一麦 三俵 三五入 ／ 麦壹石五升／六錢五厘かへ

代金六円五拾壹錢

三口／惣メ金七拾壹円拾四錢五厘／此内金四拾圓請取／

残金三拾老円／拾四錢五厘 不足

右之通所々相改積入申候。／則代金不足残金之□□□近取かへ置、利足月壹分半定／前記之通り如件。

明治廿三年十二月廿九日

備後壱濱／筒井宮太郎 (印)

佐伯中越浦

八幡丸安部弥太郎殿／代人弥三郎殿

売仕切書と買仕切書

八幡丸彌太郎

問答

萬葉堂

明治廿三年十二月廿九日

八幡丸彌太郎

筒井宮太郎

代人

三郎

八幡丸安部弥太郎殿／代人弥三郎殿

買仕切

一塩二ツ切三百俵

王滿古屋

空金立於各物取

手ノシモニカニ

賣仕切

一塩二ツ切三百俵

王滿古屋

空金立於各物取

手ノシモニカニ

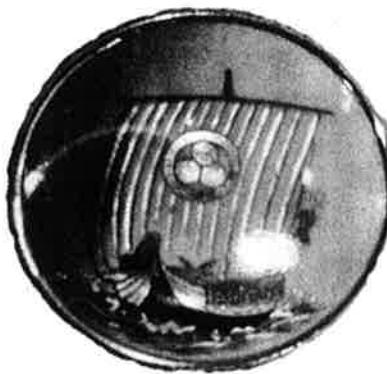
十一俵余りを積んで備後鞆津の廻船問屋満古屋で売りさばき、差引の代価は四百十円余であつた。

十一俵余りを積んで備後鞆津の廻船問屋満古屋で売りさ

手ノシモニカニ

【解説】

明治二十三年（一八九〇）十二月廿九日、八幡丸は備後堺浜の問屋・筒井宮太郎方で塩三百俵・白米三俵・麦三俵を買い込んだ。代金七十一円のうち四十円を払い、不足分の残金三十一円は利息月一分半の附けにしている。



銀盃に描かれた「八幡丸」



③戌年（年不詳）の売仕切書で、播州○浦の松屋幸七方に鰯目刺鯖鰯・あじ目刺・うるめ・白鰯大めざし・樽鰯・鰯などを代金三百九十円で売り払ったものである。